

令和6年度真室川町

非課税世帯物価高騰対策給付金のご案内
(住民税均等割非課税世帯・こども加算)

- 非課税世帯物価高騰対策給付金（1世帯あたり3万円）は、令和6年度住民税均等割が非課税となった世帯を支援する給付金です。また、当該世帯において18歳以下の児童がいる場合、児童1人あたり2万円が加算されます。
- 「給付金の支給のお知らせ」が届いた世帯は手続き不要です。（令和7年1月31日振込）
- 「確認書」提出又は申請により給付金を受給する方は、以下の手続きが必要となります。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

平成18年4月2生まれ以降の児童がいる世帯のみ、児童1人当たり2万円加算

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和6年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯 (基準日：令和6年12月13日)

令和6年1月2日以降に転入等
した方がいる世帯

町から確認書が届きます



中身を確認して、令和7年3月17日（月）まで町福祉課福祉係に返信してください。

町への申請が必要です

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に令和7年3月17日（月）まで町福祉課福祉係にご提出ください。

※住民税の修正申告により支給対象（均等割非課税）となった場合も申請が必要です。

お問い合わせ

真室川町役場 福祉課 福祉係
「非課税世帯物価高騰対策給付金」窓口

☎0233-62-3436

受付時間 平日8：30～17：15（土日祝を除く）